

令和 8 年度第 1 回茅ヶ崎市教育基本計画審議会 会議録

議題	1) 会長の選出及び職務代理者の指名について 2) 教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 7 年度 自己評価）について（諮問）
日時	令和 8 年 7 月 9 日（木）午前10時05分～午前11時55分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 1
出席者氏名	教育基本計画審議会委員 笠原 陽子会長 江水 是仁委員 廣谷 貴明委員 緑川 香遥委員 城田 禎行委員 鈴木 進委員 木村 千裕委員 佐藤 洋委員 （事務局） 青柳教育長 中原教育総務部長 小川教育総務課長 小見課長補佐 伊藤主査 有本教育施設課長 小島学務課長 牧野学務課教職員担当課長 力石教育指導担当部長 新居学校教育指導課長 松永教育センター所長 森井教育推進部長 仲手川社会教育課長 須藤博物館長 星谷南湖公民館長 鈴木青少年課長 根岸図書館長
会議資料	・ 次第 ・ 資料 1 教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 7 年度 自己評価） ・ 資料 2 教育委員会の点検・評価結果報告書（案）（令和 7 年度 自己評価） に対する委員からの意見及び回答 ・ 参考資料 1 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則 ・ 参考資料 2 茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員名簿 ・ 参考資料 3 点検・評価の修正一覧 ・ 参考資料 4 市長部局との連携（令和 7 年度） ・ 当日資料 点検・評価の修正一覧（追加分）
会議の公開・ 非公開	公開
傍聴者	0 人

○小川教育総務課長

教育基本計画審議会を開始いたします。本日はお忙しい中、また大変お暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

審議会委員の就任についてご承諾いただき、重ねてお礼申し上げます。審議会の開催にあたりまして、教育長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○青柳教育長

皆さま、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、そして梅雨明け間近となるであろう、大変お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

2年間の任期で茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員としてご尽力いただく皆さま、今日1名欠席ですが、8名の皆さまに委嘱状をお渡しさせていただきました。

本市では、豊かな人間性と自律性をはぐくむ、社会の創出に向けて、学びあい、育ちあい、支えあえる環境を大切にした学校教育並びに社会教育の充実に努めており、その指針となりますのが茅ヶ崎市教育基本計画となります。茅ヶ崎市教育基本計画につきましては、前任期の委員の皆さまのご尽力のもと、期間10年の中間見直しを図り、本年3月に改定版を発行させていただいたところでございます。

今回の任期の皆さまにつきましては、教育委員会が教育基本計画に沿って実施する施策に係る自己評価である教育委員会の点検・評価についての知見をいただきたいと考えております。年間の会議の回数につきましては、2回ないし3回ということを用意しておりまして、本日が第1回目となります。全ての市民の皆さまの教育に対する信頼と期待を高め、これまで以上に豊かな学びができるまち茅ヶ崎を目指して、委員の皆さまの専門性を生かされたお力添えをいただければと思います。大変堅い会議のようなところもありますが、フランクに皆さまのご意見をいただき、私たちも夢を持てるような、教育を目指していければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川教育総務課長

ありがとうございました。本日の審議会につきましては、「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」に基づきまして実施させていただきます。

それでは開催にあたりまして、傍聴者、会議の公開、委員の出欠、配布資料の4点につき確認をさせていただきます。

まず初めに、本日の審議会の傍聴希望者はおりません。

次に、本会議の内容は公開となり、会議の経過を明らかにするため、委員名を記載して会議録を作成し、会議資料とともに市役所市政情報コーナー及び市のホームページで公表することとなっておりますので、ご承知おきください。

また、本日は吉成委員が欠席となっておりますが、委員9名のうち8名の委員にご出席をいただいております。従いまして茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第5条第2項に基づき、過半数以上の委員にご出席いただいておりますので、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。

また、人事異動及び委員の改選がありましたので、初めに事務局の紹介をさせていただきます。

教育総務部長の中原でございます。

教育総務課課長補佐の小見でございます。

教育総務課の伊藤でございます。

最後に私は教育総務課長の小川でございます。

続きまして、委員の皆さまから自己紹介をお願いしたいと思っております。団体からの代表の方は所属する団体とお名前をご紹介いただければと思います。恐れ入りますが、笠原委員から順にお願いいたします。

(委員、自己紹介)

○小川教育総務課長

ありがとうございました。次に配布しました資料の確認をさせていただきます。まず初めに本日の次第、続きまして資料１としまして教育委員会の点検・評価結果報告書（案）となります。続きまして資料２として教育委員会の点検・評価結果報告書（案）に対する委員からの意見及び回答。続きまして参考資料１としまして茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則、参考資料２として茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員名簿、参考資料３として点検・評価結果報告書の修正一覧、参考資料４として市長部局との連携。また、本日机上配布として、資料２教育委員会の点検・評価結果報告書（案）に対する委員からの意見及び回答の１ページと２ページ両面印刷のものとなっています。また、点検・評価結果報告書の修正一覧（追加分）がございます。以上となりますが、過不足はないでしょうか。

それでは、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則に基づき、会長が議長となり議事を進めてまいります。会長選出までの間は私が進めさせていただきます。

議題１会長及び職務代理者の選出に移ります。参考資料１の茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則をご覧ください。同規則第４条において審議会に会長を置き、委員の互選により定めるとしております。皆さまの方から、自薦、他薦はございますでしょうか。

○佐藤委員

推薦させていただきます。笠原委員は長きにわたり本審議会に携わっており、前期も会長として計画の見直しや点検・評価に取り組んでこられました。今期もぜひ引き続き会長として審議会の運営をお願いしたいが、皆さん、いかがでしょうか。

○小川教育総務課長

皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小川教育総務課長

ありがとうございます。異議なしというお声をいただきましたので、笠原委員を会長といたします。笠原委員は席の移動をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、審議会規則第５条に基づき、笠原会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原会長

まずは、委員の皆さま方のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。微力ながら皆さま方と共に実のある議論を交わしていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さま方の忌憚のないご意見を頂戴しながら、実りある会議にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。資料１の茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則の第４条第３項「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」ということになっております。この規定に基づきましては、私から職務代理者

の指名をさせていただきたいと思います。江水委員にぜひ代理をお務めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○笠原会長

江水委員、いかがでしょうか。

○江水委員

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○笠原会長

それでは、江水委員にご承諾いただきましたので、職務代理者として江水委員にお務めいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題2、教育委員会の点検・評価結果報告書（令和7年度 自己評価）について」に移る前に、事務局よりご説明等よろしくお願いいたします。

○小川教育総務課長

それでは、議題2に先立ちまして、諮問書の手交を行わせていただきます。教育長、よろしくお願いいたします。

○青柳教育長

茅ヶ崎市教育基本計画審議会会長 笠原 陽子様。教育委員会の点検・評価結果報告書（令和7年度 自己評価）（案）について諮問、このことについて貴審議会から知見をいただきたいので、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定により諮問します。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原会長

皆さまには事務局から諮問書の写しが渡されておりますので、お手元でご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川教育総務課長

どうもありがとうございました。ここからの議事進行につきましては笠原会長にお戻しいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原会長

それでは、議題を進めさせていただきます。諮問に対しまして、本審議会として調査・審議を行いまして、その結果を答申するという形になりますので、皆さま方もその旨をご理解の上、ご発言等よろしくお願いいたします。それでは、議題2「教育委員会の点検・評価結果報告書（令和7年度 自己評価）について」に移らせていただきます。

それでは、資料1の5ページからの基本方針1につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

す。

○伊藤主査

それでは、基本方針1の説明に入る前に、まず指標について説明をさせていただきたいと思えます。

資料2のNo. 2でも回答させていただいておりますが、今回新たに委員になられた方もいらっしゃるから改めてご説明をさせていただきます。

報告書の冊子7ページをお開きください。政策1の①～⑤の指標については、各年度の実績値と令和12年度時点の目標値を記載しております。この令和12年度時点の目標値は一部の指標を除き、これまでの推移の傾向から算出した数値となります。

また、本市の教育基本計画では指標を定めていますが、目標値は定めておりません。前計画では指標の目標値を定め、達成度を評価していましたが、指標は政策の効果の一面を表すものであり、政策全体の効果を表すものではないと考え、現在の計画では指標とさまざまなデータの推移を継続的に捉えていくものとしたしました。このように、現在の教育基本計画では目標値を定めていませんが、点検・評価を行うにあたり、評価の目安として、令和12年度時点の目標値を報告書の中で示しています。

それでは、基本方針1「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」の総括説明です。基本方針1については、政策1、政策2で構成されています。

6ページをお開きください。政策1「児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築」についての自己評価です。学習活動の基本となる授業づくりと学びを支える支援体制、学校経営に関わる施策を推進するものでございます。

まず初めに、参考資料3に基づき、修正箇所をご説明いたします。参考資料3は、両面刷りの修正一覧と差し替え用の該当ページとなります。修正箇所は下線をつけております。

政策1の修正箇所はNo. 1からNo. 3になります。

No. 1は、15ページの活動内容の表中の「茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会」の令和7年度の回数が誤っておりましたので修正するものです。正しくは年2回となります。

No. 2は、18ページの活動内容の表中の「いじめの実態把握」のいじめの認知件数が、集計中から確定しましたので、修正するものです。令和7年度の小学校が2,092件、中学校が829件です。なお、解消率は7月末に集計完了となります。

No. 3は同じく18ページ表中の「不登校の実態把握」の不登校の児童・生徒数が、集計中から確定しましたので修正するものです。令和7年度の不登校の児童は195人、生徒は383人です。

また、当日資料をご覧ください。

No. 8ですが、18ページの活動内容の表中の「あすなろ教室の通室」について、令和7年度の通室生数を修正するものです。当初記載しておりました43人は3月末の通室生数で、年度途中で2名退室しましたので、年度の数として45人となりますので、修正します。

No. 9は、19ページの「取り組み内容（実績）」の下から2行目で通室生数を43人から45人に修正するものになります。

それでは、冊子の6ページにお戻りください。「各施策の取り組みと効果を総括」について説明いたします。

令和7年度は順次導入してきましたコミュニティ・スクールが全ての小・中学校に設置されまし

た。各コミュニティ・スクールで夏季休業期間中の子どもの居場所づくりなど、さまざまな取り組みが生まれ、好事例の共有も行われました。

また、児童・生徒に寄り添った教育環境の充実については、児童・生徒によるいじめ防止等の主体的な取り組みについて共有する機会として「いじめ防止サミット」を開催し、各校の代表者が各校へさまざまな形でフィードバックを行うなど、児童・生徒らが問題について考える機会を提供しました。

次に、「課題」と「今後の方向性」について説明いたします。

「課題」といたしましては、県をはじめとする関係機関との連携強化や、各部門での調査研究、ICTのさらなる効果的な活用等を研究し、「チーム学校」としての学びを支える体制強化が求められております。

また、インクルーシブ教育の推進では、特別支援学級の整備について小学校4校、中学校3校が未整備となっております。

「今後の方向性」としては、学校での効果的なICT活用の促進や環境整備を組織的に進めるとともに、統合型校務支援システムについて、9年度に校務系のフルクラウド化に向けた準備を進めてまいります。

また、インクルーシブ教育の推進では、全ての小・中学校への特別支援学級の整備を目指し、未設置校の整備を進めてまいります。

続きまして、24ページをご覧ください。政策2「質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備」についての自己評価になります。教職員の教育活動を支えるとともに、働き方の見直しに関わる施策を推進するものでございます。

まず、修正箇所を参考資料3に基づき、ご説明いたします。

政策2の修正箇所はNo.4になります。

No.4は、委員の方からいただいたご意見を踏まえ、25ページの指標の推移の「④教職員の時間外在校等時間の割合」の表の下部に、時間外在校等時間についての説明を追記いたしました。※印以降が追記した説明文になります。

それでは、冊子の24ページにお戻りください。

「各施策の取り組みと効果を総括」について説明いたします。

令和7年5月に「神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針」、令和8年3月に「茅ヶ崎市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教職員の働き方改革を進めています。具体的な取り組みとしては、若手教職員と教育委員会事務局職員でワーキングチームを組み、各学校での課題検討や好事例の共有をはじめ、小・中学校での時間外の留守番電話の設定など、さまざまな取り組みを実施いたしました。

次に「課題」と「今後の方向性」について説明いたします。

「課題」といたしましては、指標である「④教職員の時間外在校等時間の割合」は目標値から大きく乖離しているものの、①②の研修や講座で学んだことを実践しようとする割合や、⑥の仕事にやりがいを感じている割合は高い水準にあることを踏まえ、勤務時間とモチベーションの適切なバランスを取る仕組みづくりが課題であると考えております。

「今後の方向性」については、ワーキングチームで検討した内容を効果的に学校現場で展開できるよう、学校と教育委員会事務局が連携し、適切で効果的な役割分担の仕組みを作ります。また、学校現場が求める研修や講座を開催してモチベーションを保ち高め、教員以外の各分野での専門性を備え

た人材も含めた教職員がそれぞれの力を発揮できるよう、学校のマネジメント力の向上に力を入れてまいります。

また、参考資料4になりますが、令和7年度に市長部局との連携した事業についてまとめています。市長部局との連携は、計画の中間年度と最終年度で総括を行うことから、昨年実施した点検・評価では、点検・評価結果報告書に市長部局との連携の総括を掲載しましたが、今回は中間年度ではありませんので、報告書としての総括の記載は行いませんが、参考として実績をまとめたものになりますので、参考にご覧いただければと思います。

なお、基本方針1では、政策1はホノルル市交流事業など2事業、政策2は「わたしたちの茅ヶ崎検討委員会」の1事業を実績としてまとめております。

また、委員の皆さんから事前にいただいたご意見につきましては、時間が限られていることから、事前に追加資料として資料2を送付させていただきましたが、No. 3の意見の部分については修正させていただきましたので、本日机上配付させていただきました資料2の差し替えページをご覧ください。なお、今回は意見を多数いただきまして、回答を事前送付させていただきましたので1件ずつのご説明は割愛させていただきますが、政策1に関するご意見はNo. 1からNo. 15の15件ありました。意見の主な内容としましては、インクルーシブ教育、不登校、ICT、人材に関することについてでした。

政策2に関するご意見は、No. 16からNo. 26の11件で、主な内容としては教職員の時間外在校等時間、教職員の働き方改革、研修に関することについてのご意見をいただきました。

以上、基本方針1の政策1、政策2の説明でございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○笠原会長

事務局、ありがとうございます。それでは、これから皆さま方と審議に入るわけですが、初めての方もおいでになるので、どんなふうにというところもあると思うので、事前に皆さま方からこの冊子についてご意見をいただいたものを、事務局の方で一覧にまとめていただいて、そこに事務局からの回答が出ています。ただ、その回答で意見をいただいた皆さま方の疑問が解決されているとは思いませんので、今日は事務局の担当課の方々が同席しておりますので、まだ不明な点であるとか、もう少しここは伺いたいということについて、事務局に確認をしていただいて結構ですので、率直なご意見をお願いしたいと思います。ご自分でご意見を出されたものでないものであっても、この点は気になるとか、この点をもう少し説明してほしいということがあれば、事務局の方に確認をお願いしたいと思います。そのやりとりが今日の会議の中心になります。その中で、それぞれの委員の方々の率直なご意見を、事務局にお伝えしていただければと思いますが、いかがでしょうか。このような流れでやっていきますけれども、不明な点があれば、挙手していただければと思います。よろしいですか。

それでは、基本方針1の政策1と政策2に関して、今回、修正があったということで、新たに本日配られましたA3用紙の表裏で政策1と政策2のご意見がまとまっております。その中でご自分が出した意見に対しての回答でもう少し伺いたいとか、さらにというのがあれば、どうぞ積極的にご発言をお願いしたいと思います。城田委員、お願いします。

○城田委員

城田です。27ページの教職員の人事とかの関連する部分ですけども、その中にストレスチェック

というのが実施されているということですが、実際に行われている時期が6月中旬から7月というふうな時期だと、回答をいただいております。

やはり、学期が始まって、夏休み前にストレスチェックをしても、モチベーションは、多分、新しい環境になって上がっているんで、やはりこういったものは秋以降とか、そのぐらいにやらないと、夏休み明け、子どもたちもそうだと思うんですけども、やはり環境が1回ちょっと長い休みがあつて、それで再開したときにどういうふうになっているかというところがあると思うので、ちょっと早すぎるのではないのかなと。この時点でストレスがないということで評価されてしまうのはちょっと違うのかなと。実際に現場の教職員の話聞くと、やはりちょっと早いんじゃないのという意見も聞いたりするので、時期の見直しをしていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。では、担当課、いかがでしょうか。

○牧野教職員担当課長

教職員担当課長、お答えいたします。委員のおっしゃる通り、現状はストレスチェックにつきましては、6月から7月の時期に実施している状況でございます。異動等により環境の変化を経て、やっぱりそこでのストレスを感じる教職員も多いことから、実施の時期については、ご意見を踏まえながら、現状の6月から7月及びそれ以降の教職員の心身の状況については、引き続き、管理職等の方でも様子は見ていかなくちゃいけないと考えております。秋以降、教職員の業務の内容や状況も変化していくことから、年間を通して、教職員の心身の健康管理に努めていく必要があると考えています。以上です。

○笠原会長

城田委員、いかがですか。

○城田委員

ありがとうございます。私も実際に仕事を就いているんですけども、うちの会社は3ヶ月に1回そういったチェックが入りますので、やはり数カ月に1回とか、そういったものをするによって、変化点とかも見えてくると思いますので、ぜひそういったところも検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○笠原会長

この件について、他の委員から何かご意見ございますか。最近、どこの市町村でもストレスチェックというのがかなり充実してきていると思うんですけども、今の課長のお答えですと、要は検討していくという方向で改善がなされていくという理解でよろしいですか。

○牧野教職員担当課長

お答えいたします。現状でいうと、先ほど申し上げた通り、やはり環境の変化により、ストレスを感じている教職員が多いというふうに当課の方では見ておりますので、時期については年1回のストレスチェックについて、これまでと同様の時期を考えていきながらも、やはり年間の休職者、療休者

の状況を鑑みて、必要であれば検討していくことがあるかと考えております。以上です。

○笠原会長

少し曖昧で、実際のところ変わっていくのかどうなのかという感じですが、要は教職員のウェルビーイングということ、働き方改革を進めていくという中でのストレスチェックの役割はやはり大事だと思います。城田委員がおっしゃったように、民間だと3回ぐらいやっていると、その3回が適切なのかどうかというのはまた別ですけれども、ぜひ茅ヶ崎市の職員の方々が本当に働きやすい職場の中で、心身のストレス、負担を感じないで、子どもたちと向き合うために、その時期以外でもやることにより良いというご判断をしていただくように材料を集めていただいて、城田委員の指摘に関して前向きに回数が増えていくことを、委員の皆さんとしては願っているかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

他の委員の方、よろしいですか。率直なご意見をいただくことが大事ですので、お願いいたします。廣谷委員、お願いいたします。

○廣谷委員

ありがとうございます。廣谷でございます。

政策2に関して、お伺いさせていただきます。25ページの部分です。時間外在校等時間の説明について、追記いただきましてありがとうございます。追記いただいた文章について1点質問と1点意見でございます。

まず、意見から申し上げますが、追記した部分に関して、在校等時間の説明において、「教員が学校教育活動に関する業務を行う時間（休憩時間を除く）」とあるんですが、除かれるものというのは、自己申告に基づく自己研鑽、そういったものも除かれるというふうに理解しておりますので、「休憩時間等を除く」のようにしてもいいのかと思ったのが1点でございます。それが意見でございます。

もう1点が時間外在校等時間について、タイムカードを導入して在校等時間を把握が可能になったとおっしゃっていただいているんですけれども、学校外にいて、例えば修学旅行であるとか、部活動の引率にかかる時間も在校等時間にカウントされるという理解をしておるんですけれども、茅ヶ崎市ではこちらの学校外において行っている業務時間の把握をどのように行っているかということに関して、教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

事務局、お願いいたします。

○牧野教職員担当課長

教職員担当課長、お答えいたします。1点目のご意見についてごめんなさい。もう一度箇所を教えてください。

○廣谷委員

参考資料3になります。25ページというところでございます。

○牧野教職員担当課長

理解いたしました。休憩時間の後に「等」を入れるというご意見でよろしかったでしょうか。

○廣谷委員

はい。そうです。

○牧野教職員担当課長

休憩時間以外で、委員のおっしゃる教育活動に関する業務を行う時間としてはどういったところを想定していらっしゃるか教えていただけますか。

○廣谷委員

一応、この在校等時間の定義として、文科省の定義としては休憩時間、そして自己申告に基づく自己研鑽の時間、職務専念義務免除に基づいて受ける研修、そういったものが在校等時間には含まれないということになりますので、ただ細かく書きすぎても、混乱も生まれるかもしれないので「等」というふうにする形でいかかかと思っていますところでございます。

○牧野教職員担当課長

ご意見ありがとうございます。「等」を入れて修正したいと考えます。

○笠原会長

もう1点の学校外において業務の時間の把握についてのご回答をお願いします。

○牧野教職員担当課長

学校外における業務の時間については、本市では校務支援システムの中で、事後、管理職によって申請を行うことによって、業務にあたった時間を把握することになっております。以上です。

○笠原会長

廣谷委員、いかがでしょうか。

○廣谷委員

ありがとうございます。そうした客観的な形で時間の把握をされているというところで理解いたしました。

○笠原会長

他にいかがですか。緑川委員、どうぞ。

○緑川委員

率直な疑問ですが、意見及び回答の11番のところですが、外国につながるのある児童・生徒への具体的な対応という質問のところなんですけども。外国につながるのある児童・生徒は茅ヶ崎市にどれぐらいいらっしゃるのかなというところを知らなかったの聞いてみたいなのというのと、あと回答

に関して、日本語指導協力者の方を派遣していらっしゃるということとか、タブレットなんかを使いながら支援しているということなんですけども。例えば、テストの漢字のふりがな振りなんかも、多分、外国籍の子には必要なかなと思っているのですが、そういった細かなルビ振りとかの対応は現場の先生がやってらっしゃるのかなと、伺ってみたいと思いました。お願いいたします。

○笠原会長

事務局、お願いします。

○新居学校教育指導課長

学校教育指導課長よりお答えいたします。まず1点目のご質問については、これまでの経過を見ると、例年30人から40人ほどの日本語指導を必要としている児童・生徒がおります。

2点目につきましては、必要な支援という部分につきましては、試験のときでも普段の授業でもそうなんですけども、支援員が横につきながら、当然ルビ振りも対応をしているところではあります。横について必要に応じて、その子に応じた支援を行っているといったところです。以上でございます。

○緑川委員

ありがとうございました。

○笠原会長

令和6年度の神奈川県内の公立学校の外国籍児童・生徒の人数を見ると、茅ヶ崎市は59名なっているのですが、今のお話の30から40ということで、もっと多いのですが。

○新居学校教育指導課長

お答えします。日本語の指導が必要な児童・生徒が、例年30から40というふうに認識しております。以上です。

○笠原会長

外国籍の児童・生徒の人数なのか、外国籍の児童・生徒でありさらに日本語の指導が必要な児童・生徒なのかというのを、市は分けて統計されていると思うので、もう少し丁寧にご説明していただければと思います。そういう中で日本語の指導が必要なお子さんに関してはルビ振りと、教員の方の負担が多いのではないかとというのが緑川委員のご指摘だったと思うのですが、ご回答はいかがですか。

○新居学校教育指導課長

お答えいたします。日本語指導を必要とするお子さんについては、当然その日本語の指導だけでなく、教科の学習の授業への参加であるとか、学校生活の適用であるとか、進路の指導であるとか、あとは保護者との連携とか、そういったところが必要になります。そういったところは日本語指導協力者の方と協力をしながら、当然、学級担任であるとか、学年の職員も必要に応じて連携しながら支援をしているところではあります。1人1台のタブレットが導入されてきて、翻訳機などを活用しな

がら、効果的に支援を行っているところです。以上でございます。

○笠原会長

緑川委員、いかがですか。

○緑川委員

ありがとうございます。今の時代は翻訳機があるんですね。

○笠原会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では、まだ基本方針1ですので、全体を通してまた何かあればお聞きしたいと思います。

それでは続きまして、審議の都合上で恐縮ですが、基本方針1と基本方針3で学校教育に関わるものが多い関係で、担当課も重なりますので、基本方針3の審議に移りたいと思います。73ページからの基本方針3につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小見課長補佐

それでは基本方針3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の総括説明をいたします。基本方針3につきましては、政策5、政策6、政策7で構成されております。

74ページをお開きください。政策5「教育的効果を高める教育行政の推進」についての自己評価になります。教育委員会の運営、事務事業の進行管理及び教育施策の企画立案に資する調査・研究に関する施策を推進するものでございます。

参考資料3に基づき、修正箇所をご説明いたします。

政策5の修正箇所はNo. 7でございます。No. 7は、81ページの②調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数について、令和7年度の実績の記載がありませんでしたので、今回、追記をしております。

また、当日資料をご覧ください。No. 10につきましては、79ページの「取り組みの効果」の下から3行目の部分について、よりわかりやすい説明とするために修正したものでございます。説明として、参加者のアンケートについて、より具体的にどういった点で肯定的な回答があったのかを記載することといたしました。

冊子の74ページにお戻りください。「各施策の取り組みと効果を総括」について説明いたします。

令和6年度より中間見直しの改定作業を進めてきた茅ヶ崎市教育基本計画については、教育大綱と一本化し、計画後期5年間で必要な施策を盛り込んだ「令和8年度改定版」を策定いたしました。

教育に関する基礎研究の推進に関しては、EBPMの視点を持って教育施策につなげていくことを目指し、茅ヶ崎教育研究員会に教育総務課政策担当が参画することとしました。

また、令和7年7月には、市内外の教員を対象とした調査研究発表会を実施し、情報教育調査研究委員会から発表を行いました。

次に「課題」と「今後の方向性」について説明いたします。

「課題」といたしましては、変化が激しく、将来の予測が困難な時代であるからこそ、教職員をはじめとする教育に関わる人たちが教育基本計画の理念を改めて共通理解として持ち、学校教育、社会

教育の現場とそれを支える教育行政が各々の役割を果たし、一体となって教育施策に取り組める体制を強化していくことが必要です。

「今後の方向性」ですが、計画に位置付けた今後 5 年間の政策を実現できるよう各施策、取り組みを推進していきます。また、教育に関する調査・研究については、テーマ及び研究成果と得られた知見等を生かした教育施策の連動をより強く意識した EBPM の推進を図るとともに、これまで蓄積してきた教育に関するデータ収集と分析を行うなど、教育の質の向上を図ってまいります。

続きまして、82 ページをお開きください。政策 6 「安全で安心な教育施設の整備」についての自己評価になります。教育施設等の再整備や維持保全に関する施策を推進するものです。「各施策の取り組みと効果を総括」について説明いたします。

令和 7 年度は、全ての屋内運動場及び特別教室の空調設置工事に着手したことにより、全ての小・中学校の普通教室、特別教室、屋内運動場での空調設備が使用可能となりました。

さらに、緊急防災・減災事業債を活用して令和 6 年度より行ってきた屋内運動場のトイレ改修工事が全ての中学校で完了しました。

また、学校施設再整備基本計画に位置付けられている目標耐用年数が近い学校の建替えの進め方について、関係課による検討を開始しました。

次に、「課題」と「今後の方向性」について説明いたします。

課題といたしましては、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建築が集中した学校施設がこれから続々と目標耐用年数を迎えることとなりますが、改修や建替えの検討を始めるにあたり、新しい学校の在り方や、新しい教室の仕様などを詳細に決めていく必要があります。

今後の方向性については、現場の教職員と教育委員会事務局職員が連携し、維持管理を着実に行っていくとともに、目標耐用年数から逆算し、再整備を進めていく必要があります。

また、学校規模の適正化と適正配置について検討を進め、地域の拠点となる施設として、施設の複合化を含めた検討を進めていきます。

続きまして 88 ページをお開きください。政策 7 「子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備」の自己評価です。学校給食、健康管理、保健衛生及び就学支援などに関する施策を推進するものです。「各施策の取り組みと効果を総括」についてご説明いたします。

中学校給食については、令和 7 年 5 月から 7 校で開始され、これにより市内 13 校の全中学校での実施となりました。小学校給食では茅ヶ崎産の野菜を使用した給食を実施し、食育を推進しました。また、姉妹都市であるホノルルにちなんだホノルル給食を小・中学校で実施しました。

子どもを取り巻く環境の安全対策に関しては、地域の方々と連携した登校時の見守りや通学路の点検のほか、PTA 等と連携しながら、子どもたちが直面する問題を検討し、各学校が交通安全教室やインターネットや SNS の注意点など、さまざまな講座を実施しました。

次に、「課題」と「今後の方向性」についてご説明いたします。

「課題」といたしましては、子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備として、従来の安全対策等に加えて、熱中症対策など広範囲にわたる多様な取り組みを講じる必要があります。さらに、SNS をはじめとしたインターネットに関する問題など、子どもたちを取り巻く問題が増加しており、学校だけでは対応が難しい状況です。

「今後の方向性」については、学校と教育委員会事務局が連携するとともに、地域の多様な主体の力を活用しながら、児童・生徒の総合的な安全対策の取り組みを推進していきます。

地域による見守り活動やコミュニティ・スクールの導入により、学校と地域がこれまで以上につな

がり児童・生徒の見守られている、安全だと思えるという実感にもつながっていくものと考えます。

小・中学校給食については、引き続き食育に力を入れ実施していきます。

また、参考資料４の市長部局との連携については、基本方針３では政策５は茅ヶ崎市幼児・小学校教育連携連絡会の１事業、政策６は特別支援学級の整備など２事業、政策７は通学路合同点検の実施など４事業を実績としてまとめております。

資料２の事前のご意見ですが、政策５に関する意見はNo. 44 から No. 46 の３件ありました。意見の主な内容としては、児童生徒意識調査や教育に関する調査研究に関することについてでございます。

政策６に関するご意見はNo. 47 から No. 48 の２件で、主な内容としては、施設の改修に関することについてのご意見をいただいております。

政策７に関するご意見はNo. 49 から No. 51 の３件で、主な内容としては、交通安全教室や中学校給食に関することについてのご意見をいただいております。

以上、基本方針３の政策５、政策６、政策７の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

どうもありがとうございました。

それでは基本方針３につきまして、ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。こちらから指名して恐縮ですが、廣谷委員、基本方針３の部分につきましていかがでしょうか。

○廣谷委員

ご指名いただきましてありがとうございます。

ご指名いただきましたので、せっかくですので発言させていただきたいと思います。学校施設整備であるとか非常にさまざまな取り組みをされているということを点検・評価結果報告書を読ませていただき感じたところでございます。

１点お伺いさせていただきたいんですけれども、点検・評価結果報告書の８４ページに「市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます」という記載があるんですけれども具体的にどういった取り組みをされているのかをお伺いしたいというところが１点でございます。

もう１点は、お伺いというか意見でございますが９０ページの部分でございます。こちらに学校内登下校時の事故報告件数が取りまとめられているんですけれども、７０件以下という目標に対して現時点で令和７年度だと８５件となっています。

大人が見て危ないなと思う箇所を対策していくということももちろん大事だと思うんですけれども子どもにとってどういうところが危険だと感じるか子どもの背の高さで見たときにどこに危険が潜んでいるかというようなところもぜひ、事故が起らないよう対応をしていく際に検討をしていただきたいなと感じたところでございます。こちらは意見でございます。以上です。

○笠原会長

では事務局、よろしくお願いいたします。

○有本教育施設課長

教育施設課よりお答えいたします。市民に愛される施設を目指し、地域住民参加による施設づくり

について質問がございました。これに関しましては、これから新たに建替え計画が始まるということで、建替えに向けてコミュニティ・スクール等を活用しながら新しい学校を設計する上で、どのような学校づくりをしていくかというような意見を伺い、市民の意見を反映させながら、新しい学校づくりということを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○笠原会長

廣谷委員、いかがですか。

○廣谷委員

ありがとうございます。

市民に愛されるということですので、イメージしていたのは子どもたちと地域の方々が交流しやすいようなスペースを作るとか、今、いろんな学校施設のデザインであると思うんですけども、そういったことに限らず子どもたちの教育に特化したような、子どもたちが学びやすい環境を構築するというふうなものも選択肢に含めながら、学校運営協議会で委員の方から意見をいただくというところで理解いたしました。ありがとうございます。

○笠原会長

今の廣谷委員のご意見に対して、担当課はどうでしょうか。市民の方々からご意見を伺ってというところもありましたけれども、学校や子どもたちの意見とかも、これからの学校づくりという中では1つの視点になってくるかと思いますが、そのあたりについての認識はいかがですか。

○有本教育施設課長

教育施設課からお答えいたします。

現在、新しい学校について、どんな学校をつくるかということを各学校に照会をして意見をいただいているところでございます。

児童・生徒からの意見の聴取はなかなか難しいのかなと思っておりますが、ちょっとその辺についてはどのように意見を吸い上げるかということを検討してまいりたいと思います。

○笠原会長

ありがとうございます。

先ほどの廣谷委員のご意見の中で、大人目線ではなくて、子どもの目線から見ることも大事ではないかということについて、まさに子どもたちにとっては自分の生活の大半を学校で過ごすわけですね。朝行ってから夕方まで過ごす、その施設がどうあってほしいかという願いや思いというのは多分お持ちになっているだろうなという気がするんですね。ですからそれが直接反映されるか否かは別として、やはり茅ヶ崎市は子どもたちに対してもきちんと目を向けて、学校の教育施設の改善に取り組んでいるんだということも、示していくことがとても大事になるのかなという気がいたしますので、ぜひその辺は前向きにご検討いただけるとありがたいと思います。

他にご意見いかがでしょうか。学校関係のお二人の委員の方々は特に中学校給食であるとか、見守りであるとか、教育施設の耐震や防災など教育委員会以外の他課との連携ということも掲げられていると思いますが、実際に学校の中において、こうした施策等についての受け止めや、もっとこういう

ところが改善されるといいんではないかというご意見があれば、ぜひ伺いたいと思いますがいかがでしょうか。では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

中学校給食が始まりまして、私も毎日食べています。本校では大体 65% ぐらいの喫食率になっているかと思います。私自身は校長ということで、検食として一番早くご飯が食べられる幸せな立場にいますけれども、運動習慣も給食以外の食習慣も変わってないんですけれども、給食食べ始めて 3 キロほど太りまして、かなり栄養価が高いのかなというふうに思っています。子どもたちも好き嫌いは当然ありますが、そんなに残す子はおらず、よく食べていると思っています。

当初心配していたのが、配膳の時間が 1 日の授業時間にどれぐらいの影響を与えるかということで、下校時間が遅くなるであるとかそういったことを心配していましたが、子どもたちが協力して、特に配膳で全部こぼしてしまっただけということもなく、今のところ順調にできているかなと思います。以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございます。教育委員会の取り組みを応援していただいているご意見ですね。木村委員はいかがでしょう。

○木村委員

西山小学校長の木村です。

先ほどお話がありました耐用年数が近い学校が多くなっているんですね。他の学校でも聞いていますけれども、先日、大雨がありまして、やはり学校の中を朝点検したところ、かなりの雨漏りがありました。予算の関係もあるんですが、教育施設課に連絡したときにはすぐ学校に来ていただいて、応急処置で今後の対応というところを検討していただいています。

なかなか校数も多い中で、そういった対応が難しいんですけども、本当にまずは迅速にそういう対応していただいているというところでは、学校としては非常に安心ができる状況を作っていただいております。

今後の学校施設の建替えについては、やはり学校が地域の中心となりますので、学校の意見も、子どもたちの意見も踏まえながら対応していただけるといいかなと思っています。

以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございました。他はよろしいですか。それでは、基本方針 3 につきましても、最後に全体で言い残したことがあるかどうかお聞きしますので、その時にお願いしたいと思います。

それでは基本方針 2 につきまして、事務局、よろしくお願いいたします。

○伊藤主査

それでは、基本方針 2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の総括説明をいたします。基本方針 2 につきましては、政策 3、政策 4 で構成されております。

冊子の 36 ページをお開きください。政策 3 「子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進」につ

いての自己評価です。社会教育関係職員の育成、青少年の育成及び多世代の学びの機会の提供に関わる施策を推進するものです。

参考資料3に基づき、修正箇所をご説明いたします。政策3の修正箇所はNo. 5とNo. 6になります。No. 5とNo. 6は事前にいただきましたご意見を踏まえ修正した箇所になります。

No. 5は、40ページの活動内容の表中の「社会教育委員の会議の開催」について、記載の会議のほかに、起草委員会を実施していることから、起草委員会の回数を追記しました。

No. 6は、49ページの「取り組みの効果」の中で、「地域住民等が主催する講座開催への支援」の実績値が大幅に向上した要因をより分かりやすくするために具体的な集計の対象を示し、説明として補足しました。

それでは、冊子の36ページにお戻りください。「各施策の取り組みと効果を総括」について、ご説明いたします。令和7年度コミュニティ・スクールが全ての小・中学校で導入されたことにより、社会教育施設の職員が参加して、学校と地域がさまざまな課題にパートナーとして取り組む事例が生まれ、地域の教育力の向上につながっています。社会教育課が事務局となっている社会教育委員の会議では約2年間の調査研究及び議論を経て、「地域学校協働活動推進員の配置を最優先に進めるべき」との答申が出されました。

代表的な主催事業としては、社会教育課では、急速に発展するデジタル化に対応するため、eスポーツやプログラミング等を体験するイベントを実施しました。

各公民館では、夏季休業期間中の子どもの居場所づくりなど、地域に密着した課題に関するさまざまな講座等を実施しました。また、社会教育主事が「障がい児・障がい者が自分らしく生きるために社会教育施設ができること」をテーマに取り組んだ調査・研究では、社会教育の視点からインクルーシブ教育の推進に取り組みました。

児童クラブについては、待機児童対策として新たな児童クラブの整備に取り組み、保護者が昼間就労等で不在となる家庭の支援を行いました。

次に、「課題」と「今後の方向性」について説明いたします。

課題といたしましては、公民館をはじめとする社会教育施設が地域の学びの拠点となり、地域の人材が育つ場として機能していくことが求められています。持続可能な地域運営を見据え、各施設の新たな利用者の開拓が重要であり、学校をはじめ、施設外の多様な主体との連携を深め、「地域の学びの拠点」としての体制強化を強化していく必要があります。

今後の方向性につきましては、社会教育主事が中心となり、新たな利用者の開拓や施設の多様な活用の仕方等について調査・研究し、積極的に実践してまいります。

また、地域学校協働活動に関しましては、社会教育委員の会議での答申を踏まえ、地域学校協働活動の在り方について検討を進めてまいります。

続きまして、64ページをご覧ください。政策4「郷土に学び未来を拓く学習環境の整備」についての自己評価になります。自然や歴史・文化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して、教育活動や文化財保護に関する施策を推進するものです。

「各施策の取り組みと効果を総括」について説明いたします。開館から4年目を迎えた博物館の利用は堅調であるとともに、近隣の民俗資料館への利用にも波及効果を及ぼしています。学芸員によるギャラリートークなど来館者の学びの深化に寄与する活動や、茅ヶ崎の自然や歴史・文化に関する展示など、教育事業を多様な主体と連携しながら実施してきました。

国登録有形文化財である旧藤間家住宅主屋については、活用方法について市民討議会を実施しまし

た。また、国史跡に指定されてから 10 周年を迎えた下寺尾官衙遺跡群の記念事業を多様な主体と連携しながら実施し、例年にも増して市民が遺跡に触れる機会を提供することができました。

次に「課題」と「今後の方向性」について説明いたします。

「課題」につきましては、さまざまな学習活動を展開していますが、下寺尾遺跡群の保存活用等、文化財等の資源を生かした学習環境の整備は十分であるとは言えません。学習環境の整備につなげるため、下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡の保存活用計画の策定及び公表に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

「今後の方向性」につきましては、令和 8 年度中に旧藤間家住宅の保存活用計画の策定及び公表を目指してまいります。博物館では、観光部局や民間企業との連携を強化し、市域北部の周遊を含めた博物館活動に取り組んでまいります。

下寺尾官衙遺跡群については、10 周年記念事業の成果を踏まえ、今後の学習環境の整備に向けた取り組みを積極的に市民に示してまいります。

また、参考資料 4 の市長部局との連携については、基本方針 2 では、政策 3 は図書館や公民館など社会教育施設の多種多様な講座など 28 事業、政策 4 はデジタルアーカイブに関する事業など 5 事業を実績としてまとめています。

資料 3 の事前のご意見としては、政策 3 に関するご意見は、No. 27 から No. 36 の 10 件ありました。意見の主な内容としては、社会教育施設の講座、青少年の居場所、児童クラブに関することについてでした。

政策 4 に関するご意見は、No. 37 から No. 43 の 7 件で、主な内容としては、博物館の活動や、デジタルアーカイブに関することについてのご意見をいただきました。

以上、基本方針 2 の政策 3、政策 4 の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

事務局、ありがとうございました。それでは、基本方針 2 につきまして、ご意見等よろしくお願いいたします。江水委員、よろしくお願いいたします。

○江水委員

どうもありがとうございます。江水でございます。博物館活動に関しては本当に充実したものとしまして、私も実感しております。その際、1 点お伺いしたいところがあります。改正博物館法が 2022 年に公布されて、2023 年から施行されていますよね。その中で従来だったら「社会教育法」の精神に基づきがあったところに「文化芸術基本法」というものもその中に入りました。そうなってくると、現在、文化推進課の所管である茅ヶ崎市美術館ですとか、ゆかりの人物館、開高健記念館といったような施設も、文化芸術基本法という観点から見ると博物館法の中に入ってくるのかなと私は考えております。そこで、1 点お伺いしたいのは、今後の方向性なんですけれども、いわゆる社会教育の担当するブランチャに、これらの施設に関してはどのようにお考えになっていくのかやっぱり分かれたままなのか、入れた方がいいのか、多分、利用者である市民からしてみれば、美術館も博物館も同じだと思います。「美術館と博物館は違うの？」と思う人の方が多いのかという気がします。今後の大まかな方向性という形で結構なんですけれども、これらの 3 館に関しては、社会教育の立場から見てどういうふうを考えていくのかということをお大きなテーマですみませんが、お伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

では、担当、よろしくお願いいたします。

○須藤博物館長

博物館担当課長、江水委員のご意見につきまして、可能な範囲でお答えさせていただきます。まず、現実的な取り組みとしましては、先ほど教育総務課からお話ございました通り、デジタルアーカイブや現実的な事業の中で市長部局との連携という形で、ゆかりの人物館であったり、市美術館等の連携というのは実際に行っています。特に成果として上がっているのは、やはりデジタルアーカイブを我々博物館だけで作り上げるのではなくて、博物館、図書館、それから文化推進課の市史編さん、そして美術館と、同じプラットフォームの中に茅ヶ崎市で持っております歴史、文化、自然、総合的な市の文化的な自然、歴史の資産を公開するということを、ジャパンサーチにも接続することで行っているところでございます。

また、実務レベルにおきましては担当者と協議したりとか、資料の相談であったりとかこういう文化事業をやりたいんで博物館にそういうものはあるかとか、美術館がこういうことやりたいんだけど協力できるかというようなことは、実際の中で行われております。そういったものを、今、積み上げている段階ではございますので、今後、次の総合計画等を検討していく段階において、どういう形で市として施策を進めていくのが良い形なのかというのは、今後、庁内の中で議論を進めていくものというふうに考えておりますので、まずは、今は実績を積み上げて、今の法の精神に基づいた中で一番良い茅ヶ崎市としてのそういった文化、また教育という観点で我々は分けておりますけれども、市民により良い形でお届けできるよう、議論を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○笠原会長

江水委員、いかがですか。

○江水委員

どうもありがとうございます。そういう意味ではぜひ議論して、茅ヶ崎スタイルみたいなものなんかも定着できると本当に望ましいのではないかなと思います。あと、やっぱり博物館法の改正の中で「地域の活力の向上」というところが明文化されている部分もありまして、その「地域の活力の向上」に関しての取り組みというものも、かなり意識されているような政策っていうものが、政策3だとか政策4を通しても見られていますので、ぜひこの観点でも進めていただけると、市民にとっても望ましい方向になるのかなと思っておりますので、ぜひ、ますますの拡充を期待したいと思います。ありがとうございます。

○笠原会長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。社会教育関係も含めて、城田委員、鈴木委員、もしありましたらお願いします。城田委員、お願いします。

○城田委員

城田です。政策3のところの青少年の居場所だとか、育成の部分に関してなんですけども、まず、居場所としては、プラザだとか、そういったものがあるんですけども、そういったものの運営は、結局、地域のボランティアに委ねているところがあって、それを運営する地域の人、担い手不足というか高齢化していて、なかなか持続可能になってないという部分の問題点があったり、子ども会とかPTAにしても、要は役員になりたくないから、親が子どもを入れないだとか、そういったことがあって子ども会自身もどんどん減ってきている。PTA自身も確か今、茅ヶ崎市PTA連絡協議会に入っているのが1校だけだったような気がするの、あと茅ヶ崎市子ども会連絡協議会に入っているのもたしか1桁ぐらいの子ども会しか入っていないと。

私もちょっと質問させてもらった中で、そういったものに対しての対策として、研修とかしていますよと担当課からは回答がありますが、結局、運営する方の役員になるとそういった、市からのこういった研修を受けてくださいますとってなっちゃうとそれがまた負担になるということで、本当に何かこう、どうしていいのかなと思います。

行政がもっとお金と人をつぎ込んでそういったものを運営していかなくやいけないのか、でもそれしちゃうと、地域独自のそれぞれの地域に合った活動ができなくなってくるのかなと。私自身もいろんな地域活動に参加していく中で、自分自身も今、ジレンマに陥っているんですけども、何かいい方法ないのかなというところを、ぜひ市の人も含めて考えていただきたいなと。市の職員にしても、市長は地域活動すると少し査定が上がるようなことを言っているんですけども、やはり現実には、私、自治会長しているんですけども、私の顔を見ると何か自分はこの地域に住んでないですよみたいな態度をとる市の職員もいて、私に知られると役員をやられるんじゃないかという、そういう人もいますので、やっぱりその辺のところまず、茅ヶ崎市の職員自体も、少し地域の一員として、市の職員という立場ではなく、地域住民の一市民として、やっぱり地域の活動に奉仕し、ボランティアで活動していただくということをまず率先してやっていただかないと、結局、誰もやらないということになってしまうのかなというのを非常に危惧していますので、ここは地域と行政が一体となって何が本当に子どもたちの居場所だとか、そういったものに必要なのかということを実際にちょっと考えていかなくやいけない時期に来ているのかなというふうに思っております。あくまでも意見ですけども、述べさせていただきます。どうか、皆さんで考えていきましょう。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

まず、担当課のご意見としてはどうですか。ぜひ伺いたいと思います。

○鈴木青少年課長

青少年課から少しお話をさせていただきます。城田委員がおっしゃっていることは課題として認識をしているところでもございます。子どもたちの居場所としましては、青少年課関係で言っても、青少年広場、小学校ふれあいプラザ、子どもの家、児童クラブなどさまざまなものがございます。

地域の皆さんのお力を借りているところがその中でも多くの事業を占めています。後継者がいないですとか、なかなか高齢化してきているという意見もかなり聞いておりますので、我々職員、土日の会合なんかも含めて、そういったところに出させていただき、ご意見を聞く。また、行政だけで考えて解決できるものではありませんので、先ほど研修という話もありましたけども研修もこういったものがあったら皆さんにとっていいんだろうというのを1つ1つ相談しながら、翌年度につなげるってような状況ですので、そういったことを1つずつ積み重ねながら、そういった課題をすぐは難し

いかかもしれませんけれども、解決したいと思っております。

また、地域の方への、そういった過度な負担にならないような市からの事業というのは、既に見直しを図っているところでございます。以上でございます。

○笠原会長

廣谷委員、地方教育行政的な視点から、茅ヶ崎は社会教育を牽引してきて、県内でも注目をされてきているところだと思います。どこでもこの社会教育の部分は非常に課題が多いかと思いますが、廣谷委員の知見の中で、何か参考になるようなご意見等があればお聞かせいただけるとありがたいのですが、どうでしょうか。

○廣谷委員

ありがとうございます。社会教育に関しては正直あまり研究をしてこなかったものでございましたので素人意見になってしまうかもしれないんですけども、やはり城田委員がおっしゃったようにその地域の方がやっぱり主導して行っている部分というのも多いと思いますので、やはりどこまで行政がサポートできるかというふうなところは、持続可能性というところでも検討していかなければならない課題かなというふうに思っております。

○笠原会長

緑川委員、市民として、子育て世代として、やっぱり子どもたちの居場所であるとか、社会教育の部分について、何かご意見とか、また感想でもいいので、いかがでしょうか。

○緑川委員

私も感想になってしまうかもしれないのですが、茅ヶ崎市の公民館も博物館も、赤ちゃんから一緒に参加できる事業をたくさん用意していただいていまして、我が家も漏れずにたくさん参加させていただいています。

赤ちゃんの頃から参加することで、小学生、中学生、その先もやっぱり地域のそういう青少年会館ですとか、公民館を利用するハードルが下がるというか、子どもの頃からずっと利用し続けられる雰囲気があるのかなと思ってとてもありがたく使わせていただいております。

ただ、公民館事業、子どもと一緒にいっぱい参加するぞと思いつつも、じゃあ自分が担い手になれるかと言ったら、なかなか難しい部分もあるなという現状がありまして、本当に城田委員がおっしゃったように、子育て世代としてはたくさん参加させていただきたいですけども、それを皆さんのご厚意だけで、今後も運営していけるのかと言ったらちょっと難しいのかなと思いつつも参加させていただきたいなという、そんな気持ちです。

○笠原会長

ありがとうございます。

学校教育の側面からも、やはりその地域との連携であるとか、社会教育の部分で子どもたちが担えるところもあろうかと思いますが、とは言っても働き方改革というところがあって、先生方が土日に地域の事業に参加することについては控えるというような、そういう状況に今なっていると。

なかなか本当に必要なときに必要な方々が、参加をして盛り上げていくことが、どちらを向いても

難しい状況ですが、学校としてはそのあたりどんなふうに捉えていらっしゃるか、少しご意見をお聞かせ願えますか。

○佐藤委員

佐藤です。

お祭りとか、やっぱり1年間通して地域の行事があるんですね。そこで中学生も参加をするということがあるんですけども、今、コミュニティ・スクールを通じて地域の方々とお話しているのは、学校でやれる部分と、当日の子どもが参加するにあたって、当日見る大人、それを教員と分けて、ここまでは学校、ここまでは地域の方という、そういったすみ分けをしていこうということで、今、コミュニティ・スクールなんかではそういう話をしています。

昨年は実際にそれをちょっとやってみて、地域のお祭りに家庭科部の生徒が何か作ったものを販売したのかな、ちょっとわからないんですけど、それをやったときにやっぱり準備までは学校がやって、当日は地域の方をお願いするという、実際やってみたら特に大きな支障もなく、そういった形も、今後、もっと考えていく必要があるのかなというふうには思っています。なかなか難しいんですけども、工夫をする必要が大変あるかなというふうには思っています。以上です。

○笠原会長

木村委員、お願いします。

○木村委員

木村です。よろしくお願いします。

今の流れからちょっとずれるかなと思いながら、用意してきたものがあるので紹介をさせてほしいんですけど。居場所という時に、不登校傾向のお子さんというところで、やっぱり学校は非常にそのところについては大きな課題だと思っています。それとはまた別に、今あったような夏休みの間の居場所っていうのも、1つ大きなところかなと思います。学校としましては、家庭に子どもたちを帰すと。そして、夏休みの間に普段できないような体験や、普段できないような学習を家庭の中というところがあるんですけど、ただ実際問題、共働きが多くなってそういったところができるかという、非常に難しいのかなと思います。

そういった中でさまざま、今、紹介あったような博物館だったり公民館だったり工夫をされているところで、今日これ持ってきたんですけど、子どもたちに配布する公民館のチラシです。これは、ただこれがありますよではなくて、これは冒険の書で、君も勇者になれる。ミッションをクリアすると、スタンプがもらえるよと、いろんなクエストがあって、いわゆるイベントですよ。それに参加すると、星のはんこですかね、それがもらえると。こういうのがあったりとか、夏休み子どもワークルームというのがあって、夏休み中の火曜日から金曜日は9時から5時、ロビーがワークルームとなり、宿題をやってもOK、自由工作もOKと、そういう場所を明確に出してくれているんです。なおかつ学習タイム時間はゲーム機や大声での遊びは禁止ということで、9時半から11時半はそういう学習ができるよというふうにもしてくれているんですね。

何か本当に学校としてはすごく居場所というものを、積極的にアピールして、本当に子どもたちがしっかりと地域の1つとして支えてくれているんだなというので実感して、これを見たら本当に子どもたち、きっといいんだろうなと思って、なおかつ子ども食堂もあるんですけど、非常にいいなと

思って今日はぜひとも思って持ってきました。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。

昨年度も確か公民館の方々がいろいろ工夫をして、子どもたちを集めてイベントをしているというのは、情報提供いただきましたが、先生方にとってもメリットがあり、そして地域の方々にとってもメリットがあり、もちろん子どもにとってもという、全てにとってWin-Winになるというのは、そう簡単にはいきませんが、やはり物事をいかに自分事化するかということが重要だと思います。

社会教育はどうしても「してもらえる」的な側面の方が強いのかなと、本来であればそこに自分から行って、新たな発見であるとか、今、おっしゃっていただいたようなものというところにつながっていくわけですが、そこに行くまでのプロセスというか、背中を押してくれるようなきっかけというのは本当に難しいのかなと思います。知恵を出し合いながら、それぞれのところが持っているノウハウをどうやってつなげると、新たなことをやるのではなくて、今ある財産をもとにしながら、より良い中身になっていくかというのは、ぜひ庁内の連携も進んでいると思うので、社会教育の活性化みたいなところに対して、連携をしながら、さらに良いものを作っていっていただけるとありがたいなと思います。

それと同時に、他市でもいろいろやってらっしゃるので、そういうものを参考にしながら、茅ヶ崎市として取り入れることができるものがあれば、取り入れていただきたいと。どの市も高齢化、そして少子化、同じ状況が進んでおりますので、そういう中で連携できることもあるのかなと思います。

その辺で廣谷委員、そういう知見をお持ちになっている方から情報をいただいて、茅ヶ崎市の方に還元していただけたらありがたいかなと思っています。江水委員は特にその辺で何かご意見があったら、ぜひお願いします。

○江水委員

ありがとうございます。

自分化というのは本当キーワードになるなと思っております。私の住んでいる自治体ですと、公民館の運営の一部を中学生の生徒に任せて、その生徒が企画した内容で、小学生、あるいは幼児、幼稚園児など子どもたち向けに、そういったイベントを開催するということがありますので、そういう意味で中学生だとか職場体験の延長線上で自分がその社会教育をプロモートする側に回ってみるというプログラムなんかも、非常に有効的なのかなと思っています。次世代を育てていく人材としての養成にもなるでしょうし、あとやっぱり持続可能性という観点からしても、やがてみんな当事者になるという形の考え方で、自分がそういうふうに運営する側になってみるというような仕掛けづくりなんかも考えてみていいのかなと思いました。意見です。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。

鈴木委員、何かご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

○鈴木委員

公民館の関係から、公民館運営審議会に推薦されて委員をやっているんですけど、今、夏休みの子

どもの居場所ということで、香川公民館では、さっきの公民館のチラシの話じゃないんですけど、子どもの居場所づくりという観点から、公民館を利用しているサークルが、今、大体 90 サークルほどあるんですけど、その中から小・中学生を対象に、自分たちのサークルを子どもたちに教えようということをやっています。今年も 36 サークルが参加して、小学校、中学校に今年こんなイベントをやるよと言って、今年は 350 人近くの児童たちがサークル活動に参加するということで、先日締め切って、明日発表して、そこから 20 日からの夏休みの割り振りを決めると。それで、何となく小学生は集まってくるんですよ。

ところが、なかなか中学生が集まってくれないということで、今、香川公民館では、鶴が台中学校と北陽中学校のコミュニティ・スクールにこの関係で、先生の負担を減らすということで、公民館が何かできないかということ提案されてまして、これは公民館運営審議会の諮問に入るんだろうと思うんですけど、どういうふうにその地域の中学生と公民館と一緒にイベントをできるのか、サークル活動やっているメンバーが先生の代わりを務められるんじゃないかとかということで、とりあえず 90 くらいあるサークルのうちの 10 サークルぐらいがじゃあ俺たちやってみるよということで手を挙げてもらって、来年の 3 月以降に本格的に動き出すというようなことをイベントとしてやっています。

それからあとは、公民館というと公民館のお祭りというイベントがあって、このイベントにその地域社会の人たちがどのくらい来てくれるかという呼び込みのためも含めて、いろんなことを、中学生の展示をやってみたり、中学生のブラスバンドをオープニングセレモニーに呼んでみたりとか、とにかく、鳴り物が入ると人が集まってくるんで、いかにして人を呼び込むかっていうことを念頭に、今一生懸命やっているというのが実態ですね。

○笠原会長

ありがとうございます。

やはりそれぞれのところから、自分たちの地域に合った活動を自分たちの力で作り上げていくという、多分それが一番ですね。行政が、上から何かやってくださいとかやりましょうというのは、ある意味長続きしないですし、地域の方々がそこに住んでいるからこそできることであるとか、その子どもたちをどういうふうに自分たちが見守っていくのかというあたりの意識があるかないかによって全然展開の仕方や中身のあり方が変わってくると思うので、こういうところが茅ヶ崎の財産になっているのかなと思うので、引き続き、こういう活動が地道に続いていかれるように、教育行政はサポートであったり伴走であったりという形で、ご対応をお願いします。

では、概ねそれぞれのところで関係の皆さま方からはご意見を頂戴しましたが、最後に全体の基本方針 1 から 3 まで、改めて、ここを言い忘れてしまった、またはもう少しこの点をというところがあれば、この時点でご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。では、廣谷委員お願いします。

○廣谷委員

ありがとうございます。

少し戻って基本方針 3 の部分に関しては先ほど、私の方からいたしましたコメントについて補足をさせてください。市民の方々に愛される施設づくりという部分に関してでございます。

点検・評価結果報告書の 84 ページの部分で、先ほどの担当の方からのご回答におきまして学校運営協議会の委員の方々からの意見を反映していくというご回答もあったと思いますし、そして会長か

ら子どもたちの視線もぜひ大切にというふうなご意見もあったかと存じます。

私が1つ補足したかったのが、学校運営協議会という組織をもちろん入口にして意見を聴取するということも1つあり得ると思うんですが、もちろんその学校運営協議会に参加されていない市民の方々というのもあるわけですので、そうした一般的な市民の方々に愛されるということですので、学校運営協議会に参加されていない市民の方の声もぜひ参考にしていただけるといいのかなと思った次第で補足させていただきます。コメントでございます。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。

事務局、その意見については、いかがでしょうか。

○有本教育施設課長

ご意見ありがとうございます。

建替え計画を作る中で学校が決まれば、当然その地域に学校の建替えをいつからこういう形で行いますという説明をさせていただきますので、その中で、意見聴取をしていきたいと思っております。以上です。

○笠原会長

ぜひそういった視点をお持ちいただきながらご対応いただければと思います。

他はいかがでしょうか。緑川委員、お願いします。

○緑川委員

政策1に関するNo.13の質問に関してちょっとお伺いしたいのですが、あすなろ教室に関してですが、こちらの資料の18ページに不登校のお子様の人数とあと実際にあすなろ教室に通われているお子様の人数がありますが、市内にあすなろ教室が1つというところで、ちょっと少ないのかな、不登校の方に対するあすなろ教室に通室されているお子さんの数が少ないのかなというのがちょっと気になったところです。

回答の方でも、施設の増設はちょっと難しいというふうにご回答いただいたのですが、茅ヶ崎市はインクルーシブ教育に力を入れていくということで、やっぱり学校に通えない子、不登校の子も含めてのインクルーシブなのかなというふうにちょっと思っておりまして、学校に通えない小学校195名、中学校383名の子が何とかこう上手く、学校とつながったり、家庭学習はタブレットがあると大分改善した部分もあると思うんですけども、うまく地域とか学校とかとつながれるような場所があったりするといいのかなというふうに思いまして、ちょっとあすなろ教室の増設は難しいとは思いますが、そういったところも検討していただけたらいいなと思っております。

○笠原会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○松永教育センター所長

教育センター所長よりお答えいたします。

増設ということになりますと、やはり難しさっていうのはあると思います。それはご理解いただきたいと思うんですね。とはいえですね、不登校のお子さんたち、そして、その保護者の方々も、お子さんが不登校の状況になったときに非常に戸惑っております。

ですから、私どもとしては、できる限りの情報発信をさせていただくということ。そして、まず、学校の方でもお子さんたちが不登校にならない、未然防止ということで各学校がさまざま取り組んでいるところです。

そして、あすなろ教室とは別に学校の方は、ICT 機器を活用した学習保障ということにも取り組んでいます。あすなろ教室以外にも、市民の方々、当事者の方々ですけども、その居場所づくり等にも関わっていらっしゃって、私どもはその方々とも連携をしながら、今後どのような形で不登校の子どもたち、お子さんたち、そして保護者の方々を支えていくかというところを、これからいろいろなことを検討していきたいと思っているところでございます。以上です。

○笠原会長

緑川委員、いかがですか。

○緑川委員

ありがとうございます。

やはりタブレットとかがあることによって、うまく学習とか学校の行事とかそういうところに少しでもつながれる機会があると、その子の心も未来も豊かになっていくのかなというふうにちょっと思いましたので、ぜひ今後もよろしくお願いいたします。

○笠原会長

司会が間に入って恐縮なんですけど、今の教育センター所長のご説明の中に、増設が難しいことを理解していただきたいとおっしゃったんですけども、市民の感覚で言えば、やはり困っている子どもたちがいて、1つでは少ないんじゃないかというのは、これが多分、一般的に捉えられる感情だろうと思うんですね。それがなぜ難しいのかと素朴に思うと思います。ですから、そこをご理解くださいで整理されるのではなくて、具体的にどういう点で難しいのか、つまり、今、それが現状として市としてはその運営に携わる人の確保であるとか、教育課程上の問題であるとか、そのことよりももっとこういうことも含めて総合的にやっているんだとか、何かその辺りのところをもう少し丁寧にご説明いただくと緑川委員のご意見に対して、より親切かなと思いますので、ぜひお願いいたします。

○松永教育センター所長

大変失礼いたしました。

決して増設を全て排除しているわけではありません。

私どもも全国各自治体が行っている情報は収集しておりますし、鎌倉市の学びの多様化学校あるいは大和市でも進めているところですが、そういったところとの連携あるいは視察も行っております。ですから、全てその可能性を排除しているわけではないんですが、すぐさま増設ということについてはやはり難しさがあると。それは、行政資源が限られている中で、何を優先していくべきかというのはやはり市全体で考えていくというところもあります。

保護者の方々から非常に困られているというようなご意見もいただいております。ちょっと話がずれるんですけども、学校の方ではもう1つSRといいまして、特に中学校で全13校に設置をしております、いわゆる不登校傾向にあるお子さんたちが別室、通常の学級の教室とは違うところで学ぶ、あるいは居場所として過ごしてもらふ場所を設置しております。

正直、小学校はまだその設置ができていないところがあるんですが、小学校では各学校が創意工夫をしながら、小学校でもお子さんの居場所、そして何とかお子さんたちが孤立しないような形を創意工夫しているところでございます。

○笠原会長

ありがとうございます。

緑川委員、いかがでしょうか。さまざまな対応をしながら、そのうちの1つとしてのあすなろ教室だということではいかがですか。

○緑川委員

ありがとうございます。

そうですね。茅ヶ崎市はとても広いので、1カ所というところがちょっと私はどうかと思って発言させていただきました。先ほどのお話の中で中学校に別室対応をするSRというのを設置されているというふうにお伺いしたのですが、こちらの対応をされているのは教職員の先生方でしょうか。それともそれ専門のスタッフの方が配置されていらっしゃるのでしょうか。

○笠原会長

事務局、お願いします。

○松永教育センター所長

中学校では、正規職員の方々が授業のない時間を活用して、子どもたちの指導に当たっています。あるいは非常勤の講師の方々も対応しています。

そして、県の方から学校生活支援員という非常勤の方々を配置していただいていたのですが、残念ながら、今年度は時数が減ったというところで、学校を限らせていただいて配置をしているというところでございます。

○笠原会長

緑川委員、いかがですか。

○緑川委員

昨今、教員の働き方改革という部分で、やはり先生方の空きコマというのは授業準備ですとか、学級運営や行事の準備などですごく貴重なひとコマなのではないかなというふうに思っております。あすなろ教室の設置が難しいのであれば、学校生活支援員さんや、そのSRを特別に対応してくださるスタッフの方を配置してもらえたらいいなと思いました。

もし県の方で難しいようでしたら、市の方とか、あとこれもまた難しいと思うのですが、地域の方のお力を借りたりとかして、何とか学校に行けなくなってしまった子たちをすくい上げてあげたりと

か、あと学校の先生の負担が少ない形で子どもたち一人一人を支えていけたら、いいのかなというふうに思いました。

○笠原会長

ありがとうございます。

他の委員の方々は、そのことに関して何かご意見がある方はいらっしゃいますか。では、木村委員お願いします。

○木村委員

今、緑川委員のおっしゃったことが良くわかっていて、現場でもやはり非常に課題だと思っております。校長会の中で教育委員会がいろいろな情報提供をしてくれる中で、今のような話も出てくるんですね。

先ほど言ったような学びの多様化学校を推進していこうというところもあるんだけど、なかなかいろいろな状況で難しい状況だったりとか、その分やっぱり何もしないわけじゃなくて、いろんな手だてを打ってくれています。学校が事前に子どもたちがそうならないために、きちんとつながりだったりとか、そういったものをしっかり作れるようにということで、そういった支援をさまざまないただいています。

学校としましては、子どもたちがまずは学校に来られるよう、あまり来られない子には少しでも来られるように、というところでの働きかけをしながら、もし来れなくなったときにもさまざまな機関がありますので、そういったところにつなげられるよう、学校だけじゃなくて、関係機関でスクールソーシャルワーカーとかいろんな方を配置してくれて、そこから関係機関につなぐということもやっています。ただそれが十分だとは言えないので、それがなるべく少しずつ拡充されていったらいいというのは、多分、みんなの総意かなと思っています。今の中で出来ることをやるのが、子どもたちのためになりますので、そこをしっかりとやっていきたいと思っています。以上でございます。

○笠原会長

教育センター所長、お願いします。

○松永教育センター所長

1つ補足をさせていただきますでしょうか。

不登校については、先ほどあすなろ教室のことについて非常に後ろ向きに捉えられてしまって申し訳ございません。そういうことではございません。

不登校のお子さんたちが、この表にあるように年々増えているということは非常に危惧しております。私も学校の関係者でありますので、これまで市としては、それぞれの関係各課が、あるいは学校がそれぞれの部署の特徴を生かしながら施策を打ってきたんですが、包括的、総括的にこの不登校という課題を俯瞰して施策を打っていくということができていなかったというのが正直なところなんです。

それを踏まえまして、校長会とも連携をしながら今年度から不登校支援・対策連絡協議会という庁内会議になるんですが、まずは調査研究型の会議を立ち上げて茅ヶ崎市の不登校児童・生徒の状況や課題の把握、それから学校、地域、行政の3者が連携しながらという形で、不登校の児童・生徒を支えることができるかという第一歩を今年度踏み出したところです。

そして、小さなことではあるんですけども、今年は試験的導入ということで、不登校支援の施策で文部科学省がCOCOLOプランというプランを出しています。その中で、学校風土を見える化するというような内容の指針も示しております。私どもとしては、その中で示されているASSESS（アセス）という、お子さんたちが学校にどれくらい適応できるか、学校が楽しいかどうかということを測るためのアンケートがあるんですけども、そちらを今年度から小学校3校、中学校3校へ試験導入をして、お子さんたちの学校に対する思いですとか、適応感と呼びますけども、ここを把握するところから始めているところでございます。

不登校のそもそもの要因、背景にあるものが多種多様であることから、私どもが考えるべき施策がかなり広範囲になってきます。その中で優先順位を付けながら時間はかかるかもしれませんが、お子さんたちを、そしてその保護者の方々をできる限り支援できるような、今、準備を整え、第一歩を踏み出したところでございます。以上です。

○笠原会長

皆さん、よろしいですか。

市民の方々は、なかなかこういった教育委員会の施策の具体の細かいところまでは承知できないので、表面的には何もやってないのではないかという、そういう印象を受けてしまうので、もっと上手にいろいろなことに取り組んでいるんだ、この問題については個別の問題ではなくて、社会問題として茅ヶ崎市全体で取り組みをスタートしているんだというそういったメッセージ性のある発信の仕方をしながら、保護者の方だとか地域の方々だとか、次の世代の子どもたちを茅ヶ崎市としてサポートしていくんだという、そういった姿勢を見せていただけると緑川委員のようにご意見というか、お考えを持たれている保護者の方々も、そうなんだというふうに理解につながる部分もあるかと思うので、やはり学校は教育委員会も含めて広報が今ひとつかなというところもあるので、ぜひ市民の方々に理解を促したい、協力を得たいというものについては、積極的に外に発信をしていくということはこれから不可欠なのかなと思います。

教育センター所長ありがとうございました。かなりしつこく伺ってしまいましたけれども、ご理解が進んだかと思います。

ちょうど時間もそろそろ終わりに近づいて参りましたので、特に皆さまからご意見がないようでしたら、議題2につきましては、これにて終了させていただきたいと思います。次に事務連絡に移りたいと思います。事務局よりお願いいたします。

○小見課長補佐

委員の皆さま本日は長時間にわたり熱心なご議論、ご審議のほどありがとうございました。

次回の第2回の審議会の開催ですが、8月27日の木曜日を予定しております。

第2回は、今回のご審議を踏まえまして、笠原会長、江水委員及び廣谷委員に、基本方針ごとに知見の案を作成していただきます。基本方針1は笠原会長、基本方針2は江水委員、基本方針3は廣谷委員にお願いしたいと思います。

その作成いただきました知見案につきまして、第2回の審議会において委員の皆さまにご審議していただく予定となっております。あらかじめご承知おきいただければと思いますよろしく願いいたします。

○小川教育総務課長

それではこれをもちまして令和８年度第１回茅ヶ崎市教育基本計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(終了)